

その写真、 盛れても もらすな。



SNSにあげてた写真みたよ!
いいね!!

ありがとう!
うれしい!



もっと見たいな!! 送ってよ!
下着の写真がいいな!

それは無理だよ🙄



じゃあ相談にのってあげた
あの秘密、バラしちゃうね。

えっ…



早く送って。

分かった。ちょっと待ってね…



画像アップロード中…



一枚の写真で、
一生苦しまないために。

STOP!

ど ひがい
自画撮り被害



佐賀県青少年健全育成条例が改正されました!

青少年に裸の画像等の「提供を求めること」は禁止されています。

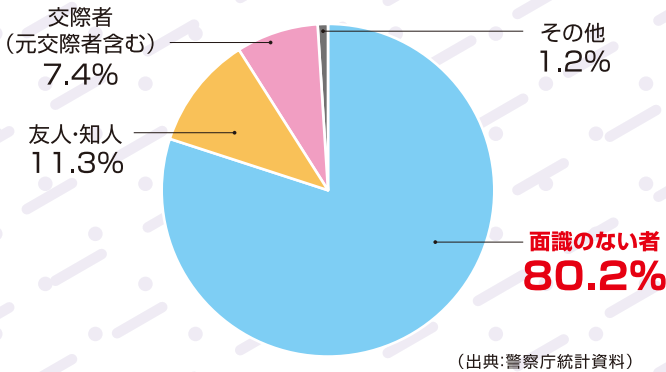


佐賀県 佐賀県教育委員会 佐賀県警察

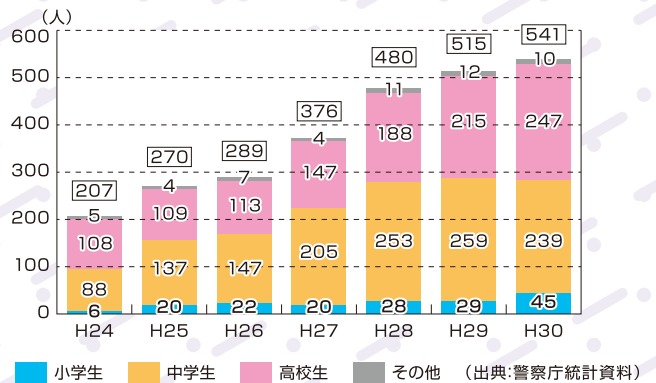
裸の写真等を送ったことがある「子ども」が増えています!

SNSなどで知り合った見ず知らずの相手に、自分の下着姿や裸の写真を送らされる「児童ポルノ自画撮り被害」が急増しています。

被害児童と加害者との関係別の割合



自画撮り被害児童の推移 (全国)



写真を求められた具体的な事例

「同性になりすました相手から」

カラダのことで悩んで…

なりすましアカウント

なんでも相談のよ
裸の写真送れる?

ありがとう! 送るね。

「困らせたり、脅されたり」

裸の写真送れる?
俺たち付き合っているし、
いいよね!

送らないと嫌いになっちゃう?

送ってくれないと
別れるよ!早く!

「お金やチケットの見返りとして」

チケット余ってるけど
要る?

えー!やったー!!
ありがとう!

OK!その代わり、
裸の写真送ってね。

裸の画像を求めることは禁止されています!

佐賀県では、「佐賀県青少年健全育成条例」の一部を改正しました。(令和2年4月1日施行)

主な改正点

- 1 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。
- 2 以下のような方法で青少年に児童ポルノ等の提供を求めた者には、30万円以下の罰金が科せられます。
 - ◎拒まれたにもかかわらず、提供を求める
 - ◎威迫し、欺き、若しくは困惑させる方法により提供を求める
 - ◎対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により提供を求める

「自画撮り被害に」遭わないために

自分の下着姿や裸の写真をスマートフォンで撮影しない!

インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友だちなど信用している相手であっても、下着姿や裸の写真は送らない!

インターネット上で知り合った相手を安易に信用しない!

「撮らない! 送らない! 断る!」

困ったときは一人で悩まず、すぐ相談!!

相談窓口

「佐賀県ネットトラブル相談窓口」
(佐賀県情報課)
TEL:0120-060-797

「心のテレホン」
(佐賀県教育委員会)
TEL:0952-30-4989

「ヤングテレホン」
(佐賀県警察本部人身安全・少年課)
TEL:0120-297-867

本チラシに関するお問い合わせ 佐賀県健康福祉部男女参画・子ども局子ども未来課 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 TEL:0952-25-7350 E-mail:kodomomirai@pref.saga.lg.jp

